

## 第5章 介護保険事業等の見込みと保険料

- 1 居宅サービス量の見込み
- 2 地域密着型サービス量の見込み
- 3 介護保険施設サービス量の見込み
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業量の見込み
- 5 介護保険事業に係る費用の見込みと保険料
- 6 介護給付費適正化に向けた取り組み

# 1 居宅サービス量の見込み

## (1) 居宅サービス（要介護1～5）

居宅サービスの第9期計画期間、令和12（2030）年度及び令和17（2035）年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。（以下、令和5年度はすべて実績見込み）

区 分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
訪 問 介 護	回数	2,240	2,377	2,379	2,591	2,514	2,534	2,679	2,933
	人数	111	125	125	129	127	129	136	149
訪 問 入 浴 介 護	回数	23	23	27	28	33	33	40	44
	人数	7	7	6	8	9	9	8	9
訪 問 看 護	回数	1,068	1,082	1,111	1,209	1,231	1,269	1,312	1,509
	人数	138	140	158	164	164	165	177	194
訪問リハビリテーション	回数	300	431	361	389	407	449	504	551
	人数	27	36	30	31	32	35	39	41
居宅療養管理指導	人数	85	103	116	123	129	128	136	148
通 所 介 護	回数	1,430	1,425	1,584	1,727	1,812	1,891	1,878	2,045
	人数	151	154	177	185	193	199	201	220
通所リハビリテーション	回数	318	357	376	434	426	448	500	552
	人数	48	59	67	72	70	73	80	88
短期入所生活介護	日数	276	204	196	220	208	241	252	286
	人数	22	20	20	21	21	23	25	27
短期入所療養介護	日数	55	53	46	78	77	75	77	87
	人数	8	8	7	9	9	9	9	10
福祉用具貸与	人数	265	281	277	279	283	285	314	346
特定福祉用具購入費	人数	5	5	4	4	5	5	5	5
住宅改修費	人数	5	5	5	5	5	5	5	5
特定施設入居者生活介護	人数	23	19	20	25	24	24	28	28
居宅介護支援	人数	412	428	432	441	444	454	477	532

※回（日）数は1月あたりの平均値、人数は1月あたりの平均利用者数。

(2) 介護予防サービス（要支援 1・2）

介護予防サービスの第9期計画期間、令和12（2030）年度及び令和17（2035）年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。

区 分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
介護予防訪問入浴 介護	回数	1	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	106	137	195	229	233	251	280	299
	人数	18	23	36	42	41	42	47	48
介護予防訪問リハ ビリテーション	回数	78	123	91	108	142	153	190	187
	人数	8	13	12	13	16	17	19	18
介護予防居宅療養 管理指導	人数	4	3	3	2	2	2	3	3
介護予防通所リハ ビリテーション	人数	16	17	21	20	21	21	20	21
介護予防短期入所 生活介護	日数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護	日数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具 貸与	人数	79	88	105	118	121	128	133	143
特定介護予防福祉 用具購入費	人数	2	3	2	4	4	5	5	5
介護予防住宅改修	人数	2	4	2	3	3	4	3	3
介護予防特定施設 入居者生活介護	人数	3	2	2	2	2	2	2	2

※回（日）数は1月あたりの平均値、人数は1月あたりの平均利用者数。

## 2 地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービスは認知症高齢者等の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、原則として日常生活圏域内でサービス利用及び提供が完結するサービスを、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行うものです。

第8期計画においては、「当別町まち・ひと・しごと総合戦略（第2期）」における「地域・在宅医療確保対策プロジェクト」の「入院病床の代替となりうる介護施設の誘致」の施策として、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）の基盤整備を行うこととされていましたが、既存施設の入所状況や訪問診療実施医療機関の増加等により、改めて必要なサービスを精査する必要性が生じたため、第8期計画期間内での基盤整備は見送り、入院病床の代替となりうる介護施設必要なサービスについて引き続き検討します。

### (1) 地域密着型サービス（要介護1～5）

区 分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	5	5	3	4	4	4	4	5
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	1	1	1	1
地域密着型通所介護	回数	617	571	416	460	523	511	498	541
	人数	70	65	47	49	54	62	54	59
認知症対応型通所介護	回数	2	0	0	2	2	2	2	2
	人数	0	0	0	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	人数	20	19	17	17	18	18	21	20
認知症対応型共同生活介護	人数	18	18	17	18	18	18	22	22
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	1	1	2	3	4

※ 回（日）数は1月あたりの平均値、人数は1月あたりの平均利用者数。

※ 当別町が現在指定している地域密着型サービスは、「地域密着型通所介護」「認知症対応型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」及び「認知症対応型共同生活介護」です。

(2) 地域密着型介護予防サービス（要支援 1・2）

区 分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	0	2	6	8	8	8	6	9
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0

※回（日）数は1月あたりの平均値、人数は1月あたりの平均利用者数。

(3) 必要利用定員総数

区 分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
認知症対応型共同生活介護	人数	18	18	18	18	18	18	18	18

### 3 介護保険施設サービス量の見込み

各介護保険施設の第9期計画期間、令和12（2030）年度及び令和17（2035）年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。

区 分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
介護老人福祉施設	人数	111	104	95	98	97	100	108	120
介護老人保健施設	人数	70	66	59	63	64	64	71	78
介護医療院	人数	6	7	11	12	12	12	15	16
介護療養型医療施設	人数	5	2	0	0	0	0	0	0

※人数は1月あたりの平均利用者数。

### 4 介護予防・日常生活支援総合事業量の見込み

各介護予防・日常生活支援総合事業量の第9期計画期間、令和12（2030）年度及び令和17（2035）年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。

区 分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
訪問介護相当サービス	人数	34	39	42	42	42	42	38	35
通所介護相当サービス	人数	69	72	70	70	70	70	64	59

※人数は1月あたりの平均利用者数。

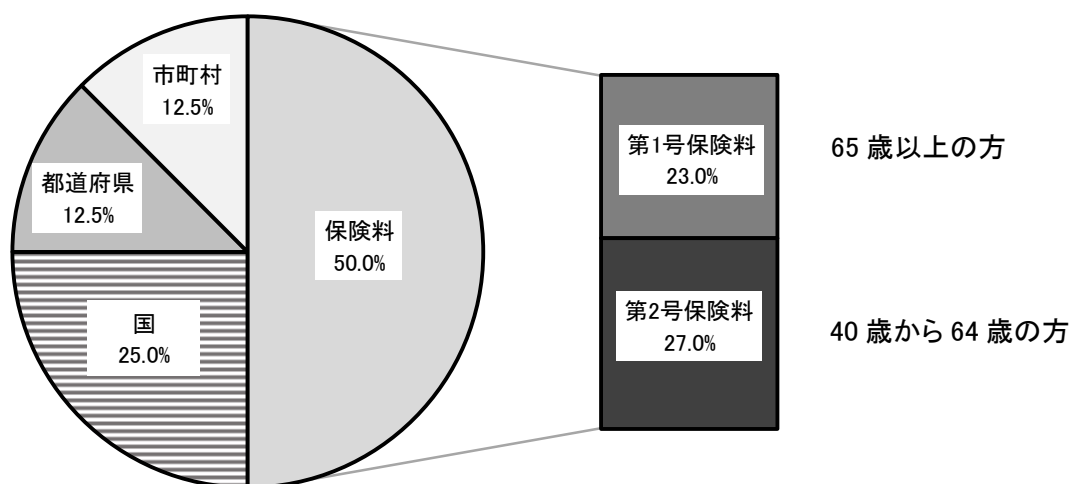
## 5 介護保険事業に係る費用の見込みと保険料

### (1) 保険給付費の財源構成

保険給付の財源は、基本的に国及び都道府県並びに市町村の公費負担が50%、残りの50%が65歳以上の第1号被保険者と40歳～64歳の第2号被保険者が負担する保険料で構成されます。

第1号被保険者が負担する保険料と第2号被保険者が負担する保険料の割合は、全国平均で見た一人当たりの保険料額が、第1号被保険者と第2号被保険者の間で同一水準となるよう、全国ベースの人数比率で決める仕組みとなっています。

#### <保険給付費の財源構成>

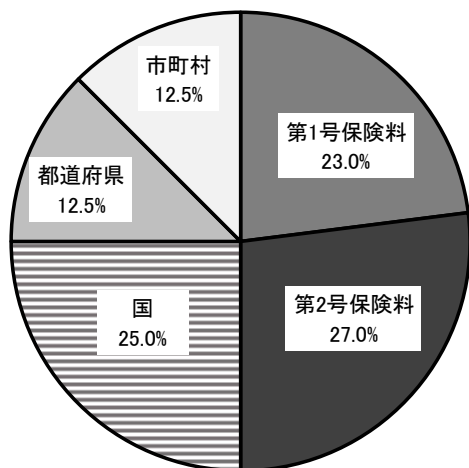


### (2) 地域支援事業費の財源構成

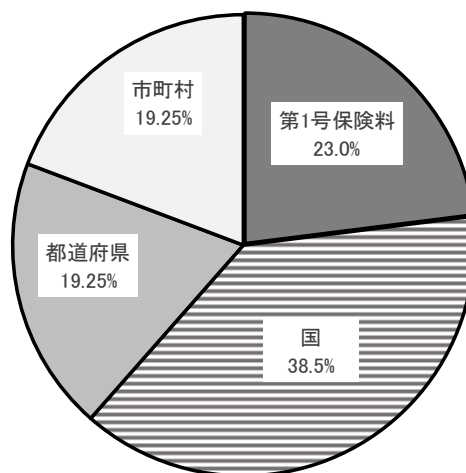
地域支援事業費は、平成29年度より始まった介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスや通所型サービス、一般介護予防事業等に係る費用の合計である「介護予防・日常生活支援総合事業費」と、地域包括支援センターの運営等に係る包括的支援事業費や、配食サービス等の任意事業に係る「包括的支援事業費及び任意事業費」で構成され、事業によって構成割合が異なります。包括的支援事業と任意事業については、第2号被保険者の負担はなく、23%を第1号被保険者が負担し、残りの77%を公費で負担するよう定められています。

<地域支援事業費の財源構成>

介護予防・日常生活支援総合事業費の  
財源構成



包括的支援事業費及び任意事業費の  
財源構成



(3) 介護保険サービス費用の見込み

第8期計画期間内における介護保険サービス費用の見込み額は、次のとおりです。

① 介護給付費の見込み（年額）

（単位：千円）

区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
居宅サービス								
訪問介護	86,192	97,641	96,337	102,067	99,101	99,990	105,952	116,226
訪問入浴介護	3,430	3,529	4,211	4,359	5,107	5,107	6,148	6,859
訪問看護	66,351	66,519	70,821	74,782	76,250	78,613	81,040	93,206
訪問リハビリテーション	10,570	15,767	13,294	14,311	14,977	16,491	18,535	20,280
居宅療養管理指導	8,554	10,329	12,306	14,208	14,942	14,849	15,751	17,141
通所介護	131,146	136,493	150,769	162,467	170,803	178,246	177,907	193,916
通所リハビリテーション	35,099	39,264	40,418	46,643	46,425	48,985	55,381	61,211
短期入所生活介護	26,101	19,889	18,942	21,928	20,710	24,180	24,963	28,481
短期入所療養介護	8,011	7,446	6,406	11,214	11,056	10,702	10,821	12,274
福祉用具貸与	36,726	42,494	43,054	41,344	42,010	42,294	47,067	52,068
特定福祉用具購入費	1,958	2,201	2,424	1,847	2,275	2,275	2,275	2,275
住宅改修費	4,302	4,582	4,869	4,784	4,784	4,784	4,784	4,784
特定施設入居者生活介護	49,267	41,151	41,140	55,706	53,035	53,035	62,819	62,527

区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,892	6,176	3,799	5,845	5,852	5,852	2	6,371
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	354	354	0	354
地域密着型通所介護	57,550	53,658	38,309	42,918	49,250	46,595	1	46,563
認知症対応型通所介護	147	0	0	227	227	227	0	227
小規模多機能型居宅介護	45,176	46,066	39,484	40,458	42,681	42,681	1	51,196
認知症対応型共同生活介護	52,107	55,042	52,944	55,875	56,027	55,744	1	68,139
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	1,801	1,803	4,243	0	7,534
区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
施設サービス								
介護老人福祉施設	339,008	318,691	291,456	305,042	302,032	310,901	336,505	374,336
介護老人保健施設	252,270	241,956	221,936	233,265	237,654	237,654	263,351	289,538
介護医療院	25,312	33,220	50,164	52,146	52,212	52,212	65,264	70,043
介護療養型医療施設	19,450	9,744	0	0	0	0	0	0
区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
居宅介護支援								
居宅介護支援	66,829	72,710	74,318	76,124	76,799	78,621	82,592	92,515
介護給付費合計	1,332,452	1,324,571	1,277,400	1,369,361	1,386,366	1,414,635	1,361,160	1,678,064

※「介護療養型医療施設」は令和5年度末で廃止される予定です。

※ 当別町内にはないサービスについて、町外の施設を住所地特例により利用されている方の実績及びサービス費用の見込み額を計上しています。



② 介護予防給付費の見込み（年額）

（単位：千円）

区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	89	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	6,519	8,185	10,731	13,287	13,557	14,737	16,469	17,443
介護予防訪問リハビリテーション	2,700	4,063	3,146	3,703	4,880	5,268	6,542	6,438
介護予防居宅療養管理指導	298	276	249	206	207	207	310	310
介護予防通所リハビリテーション	6,303	6,389	8,982	8,273	8,559	8,559	8,515	9,022
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	0	0	0	0	0	0	0	0
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	5,032	5,861	7,724	8,330	8,568	9,044	9,310	10,050
介護予防特定施設入居者生活介護	667	898	900	1,453	1,453	1,851	1,851	1,851
区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	1,640	5,557	7,394	7,404	7,404	5,839	8,758
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
介護予防支援								
介護予防支援	5,718	6,478	7,405	8,297	8,420	8,589	9,823	10,441
介護予防給付費合計	31,377	38,917	49,311	56,013	58,033	61,743	63,731	69,385

③ 介護予防・日常生活支援総合事業費の見込み

（単位：千円）

区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R17年度
介護予防・日常生活支援総合事業								
訪問介護相当サービス	7,183	7,381	7,978	8,246	8,328	8,411	8,663	8,922
通所介護相当サービス	21,856	22,560	22,482	24,653	24,899	25,147	25,901	26,678
介護予防ケアマネジメント	6,778	6,637	7,265	7,607	7,607	7,607	7,911	8,148
上記以外の事業	9,170	9,507	10,413	11,057	11,057	10,057	11,499	11,843
事業費合計	44,987	46,085	48,138	51,563	51,891	52,222	53,974	55,591

④ 介護保険事業給付費等の見込み（年額）

（単位：千円）

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R12 年度	R17 年度
介護給付費 （再掲）	1,332,452	1,324,571	1,277,400	1,369,361	1,386,366	1,414,635	1,361,160	1,678,064
介護予防給 付費（再掲）	31,377	38,917	49,311	56,013	58,033	61,743	63,731	69,385
合 計	1,363,829	1,363,488	1,326,711	1,425,374	1,444,399	1,476,378	1,424,891	1,747,449

（4）総給付費の見込み

総給付費は、介護保険料の算定の基礎となるものであり、第9期計画期間の保険料は令和6年度から令和8年度までの3年間の総給付費見込額から算出します。

総給付費は、介護保険サービス費等合計に地域支援事業費を足したものです。

（単位：千円）

区 分	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R12 年度	R17 年度
介護保険サービス費合計	1,425,374	1,444,399	1,476,378	1,424,891	1,747,449
特定入所者介護サービス費 （財政影響額調整後）	72,527	73,909	76,424	78,187	84,792
高額介護サービス費 （財政影響額調整後）	44,382	45,235	46,775	47,752	51,786
高額医療合算介護サービス費	6,121	6,229	6,441	6,691	7,257
審査支払手数料	1,626	1,655	1,712	1,778	1,928
介護保険サービス費等合計（A）	1,550,030	1,571,427	1,607,730	1,559,299	1,893,212
介護予防・日常生活支援総合事業費	51,563	51,891	52,222	53,974	55,591
包括的支援事業（地域包括支援セ ンターの運営）及び任意事業費	32,965	32,965	32,965	34,613	35,651
包括的支援事業（社会保障充実分）	15,792	15,792	15,792	16,423	16,915
地域支援事業費合計（B）	100,320	100,648	100,979	105,010	108,157
総給付費（A+B）	1,650,350	1,672,075	1,708,709	1,664,309	2,001,369

(5) 第1号被保険者保険料の設定

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者保険料は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（所得段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制が図られることとなりました。

また、第8期計画期間は新型コロナウイルス感染症の影響により介護給付費の増加が想定を下回り、介護給付費準備基金の残高が相当程度積みあがっていることから、これを取り崩すことで介護保険料の上昇を抑制し、基準額を5,500円（年額66,000円）に設定しました。

<第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）の第1号被保険者保険料>

区 分	保険料率	公費負担	軽減後保険料率	保険料（年額）
第1段階 ・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.455	0.170	0.285	18,810
第2段階 世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方	0.685	0.200	0.485	32,010
第3段階 世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	0.690	0.005	0.685	45,210
第4段階 世帯内に町民税課税者がいるが本人は町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.900		0.900	59,400
第5段階 (基準額) 世帯内に町民税課税者がいるが本人は町民税非課税で上記以外の方	1.000		1.000	66,000
第6段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.200		1.200	79,200
第7段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.300		1.300	85,800
第8段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500		1.500	99,000
第9段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が320万以上420万未満の方	1.700		1.700	112,200
第10段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が420万以上520万未満の方	1.900		1.900	125,400
第11段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が520万以上620万未満の方	2.100		2.100	138,600
第12段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が620万以上720万未満の方	2.300		2.300	151,800
第13段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が720万以上の方	2.400		2.400	158,400

## 6 介護給付費適正化に向けた取り組み

### (1) 当別町介護給付費適正化計画

介護給付費適正化事業について、介護認定調査員及び担当職員の確認による要介護認定の適正化、居宅介護支援事業所へのケアプラン点検、介護認定調査員等による住宅改修等の点検、国保連合会から送付される介護受給データを基にした縦覧点検・医療情報との突合、介護サービス利用者に対する年1回の介護給付費通知の郵送を実施します。

事業の推進に当たっては、国保連合会や地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、利用者に対し適切な介護サービスを確保し、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するため、引き続き介護給付費の適正化に向けて取り組んでいきます。